

徳島県告示第百九十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、令和五年度において県の締結する建設工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第一項に規定する建設工事をいう。）の請負契約のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用されるもの（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の時期及び方法等について、次のとおり定められた。

令和五年四月二十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 資格

特定調達契約に係る入札に参加する資格（以下「資格」という。）を有する者は、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十八年徳島県告示第五十号。以下「審査要綱」という。）第五条第一項の規定による資格審査を受け、徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿への登載を決定された者とする。

二 資格審査の申請の時期及び方法

資格審査の申請の時期は、随時とし、資格審査の申請の方法は、審査要綱第三条に定めるもののほか、次のとおりとする。

1 審査要綱第三条に規定する申請書（以下「申請書」という。）の作成に用いる言語は、日本語とする。なお、その他の申請書に添付する書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

2 申請書及び申請書に添付する書類（以下「申請書等」という。）の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十六条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

3 外国人又は外国法人にあつては、審査要綱第三条第二号、第三号及び第五号に掲げる書類に代えて知事が適当と認める書類の提出を求めることがある。

4 申請書等の提出は、記載内容を説明できる者が持参して行うものとする。

5 申請書等の提出先は、次のとおりとする。

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話〇八八 六二一 二六二四）

三 資格に関する文書を手入するための手段

資格に関する文書を手入するための手段は、1の場所において配付されるもの又は2の場所において掲載されるものを手入することとする。

1 徳島県の庁舎における配付場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県県土整備部建設管理課審査担当

（電話 八八 六二一 二六二四）

2 徳島県電子入札ホームページにおける掲載場所

<https://e-denshi.nyusat.su.pref.tokushi.na.lg.jp/archives/catalog/download/071/071>

四 資格審査の結果の通知等

資格審査の結果については、審査要綱第三条の規定により申請書を提出した者に通知する。この場合において、資格がないと認められた者から請求があったときは、徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第三条第四項に定めるところにより通知する。

五 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認められた日から令和七年三月三十一日までとする。

六 資格の有効期間の更新手続

資格の有効期間の更新手続は、審査要綱第三条及び第四条に定めるもののほか、二の1から5までに定めるところとする。

七 その他

資格審査の申請に係る変更届等については、審査要綱に定めるところによる。